

国有財産を使用させるということはどうも私は納得が行かないのですが、どういうわけでこういうふうになつたのですか。

○國務大臣(池田勇人君) 御承知の通りに国有財産を連合軍が使用する場合

にはこの使用料を入れております。経費の枠外に相成つております。国有財産を見積つて出すか出さんかというお尋ねでござりますけれども、終戦処理費自身にもそうでございましたし、又今回におきましてもそれを今まで通りといでのやつておるのでありますから、それが多くなる。こういう予算上多く歳入に上げ、又歳出に上げる、この歳入歳出に見込まなかつたのであります。

○木村禪八郎君 この占領下における終戦処理費については、まあどうだつたかも知れませんが、大蔵大臣がしばしば言われるように今度独立する場合、私は英米の行政協定も見ましたし、米比協定も見たのでけれども、よその国でこういう例があるであります。この行政協定にありますから、いましたら実例をお話伺いたいのですが……。

○政府委員(石原周夫君) 今発表せら

れておりまする協定といだしましては

米比、アメリカとフィリピンとの間にあります。この両者におきまして、北大西洋

リスとの間の島嶼の供用関係の協定です。條文は米比協定の場合には二十二條と前文とございます。なお北大西洋

こういうものはいずれも無償で提供いたしますことになつておるわけであります。條約の關係におきましては、御承知通りに経費関係につきましての規定がございませんので、現在関係国の間でいろいろノーノ相談をいたしておるかのようになります。これはこの規定がございませんので、北大西洋

に発表せられました。明文といたしましてはこういうようなことになります。規定がないように記憶しております。

○木村禪八郎君 その今のは、米比協定の前文ですか、あの大蔵省で出され

ておる……。

○政府委員(石原周夫君) 今見ましてまで通りにお話のようにこの国有財産の使用料を取るとするならば、民間財産の不動産使用料は全部こちらが出さなければならぬことになりますから、それが多くなる。こういう予算上

多額に上げ、又歳出に上げる、この歳入歳出に見込まなかつたのであります。

○木村禪八郎君 この占領下における終戦処理費については、まあどうだつたかも知れませんが、大蔵大臣がしばしば言われるように今度独立する場

合、私は英米の行政協定も見ましたし、米比協定も見たのでけれども、よ

その国でこういう例があるであります。この行政協定において国有財産の範囲に入つております。で現在に

おきましてまあやつておるのは主に土地建物、それから機械、又その

ようか。この行政協定において国有財産を無償に使用させると、こういう規定がよその行政協定にあります。ありましたら実例をお話伺いたいのですが……。

○政府委員(石原周夫君) 今発表せら

れておりまする協定といだしましては

方をしております。器材みたいであります。この両者におきまして、北大西洋

條約の關係におきましては、御承知のように、英米においても、その

赔付指定になつたものや何かもあると思ふのです。そういうものの

思ふのです。そういうものの機械とか

設備、こういうものも含まれるのです。

○説明員(小林英二君) このまだ具体的にどれをこの法律によつて使用を許すかということについては全部きまつておりませんが、その場合におきまし

て若し賠償指定になつておる土地とか、建物、或いは又機械も現存する、そ

こに行政協定の第二條にありますように、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備及び備品、それから定着物に含

まれる範囲においては、賠償施設のも

のも含まれるのじやないか、こういう

ようになります。これは御承知のように、特に又特別

に設置を頂きたいと思うのです。

○木村禪八郎君 そうしますと、旧兵

お答えいたします。

○木村禪八郎君 そうですか。それで

はあとでわかりましてから教えて頂きたいのですが……。そのほかに県税制課長さ

上げますが、大蔵大臣は午後御用が

おありになるそうで、十二時までに大臣に対する質問を打切つて頂きたいの

ですが……。そのほかに県税制課長さ

ん、それから北島税關部長さん、小林

管財局の総務課長さん、石原主計局次

長さんというようなふうな政府委員又

説明員がお見えになつておりますか

ら、午後それらのかたゞに質問をして頂きました、午前は成べく大蔵大臣

二月十一日交換覚書として結ばれておる関税特典の濫用防止に関する協定です。そこでこういう関税の特別な取扱いをしましたけれども、弊社がせられた基地に関する英國政府アメリカ合衆国政府間の協定及び交換公文の協定が関税について行なわれたと思うのです。即ち、アメリカ合衆国に租借せられた基地に関する英國政府アメ

リカ合衆国政府間の協定及び交換公文の協定が関税について行なわれたと思うのです。即ち、アメリカ合衆国に租

借せられた基地に関する英國政府アメ

リカ合衆国政府間の協定及び交換公文

の協定が関税について行なわれたと思うのです。即ち、アメリカ合衆国に租

借せられた基地に関する英國政府アメ

国と英國との協定、当初の協定は非常に簡単でございまして、実行上相当の濫用の弊があつたようあります。従いまして当初一九四一年にできました

協定の実施の経過に鑑みまして、その後一九四六年に「租賃海軍及び空軍基地における関税特典の濫用防止に関する協定」というのができまして、お互に濫用を防止しようじゃないかといふ約束をいたしたのであります。私ども今回行政協定の締結に当たりましては、過去のこういうような英國における実例等にも鑑みまして、関税の面におきましては具体的に相当厳格に規定しようとしないかということで初めから主張いたしました。その結果行政協定の第十一條におきましても先ず第一項におきまして、「この協定中に規定しようじやないか」ということで初めて定義が定められました。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族も今回行政協定の締結に当りましては、日本國の税關当局によつて執行される法令に服するものとする。」こういいうものを先ず当初に一本釘をさしまして、それから更に第八項におきまして協定の第十一條におきましても先ず第一項におきまして、「この協定中に規定がある場合を除く外、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族も今回行政協定の締結に当りましては、日本國の税關当局によつて執行される法令に服するものとする。」こういいうものを先ず当初に一本釘をさしまして、それから更に第八項におきましては、「合衆国軍隊は、日本國の税關当局と協力して、本條に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に與えられる特權の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならぬ。」こういうふうに更に一本釘をさし、又九項におきましては、犯則がありました場合の措置につきましては、「合衆国軍隊は、日本國の税關当局と協力して、本條に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に與えられる特權の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならぬ。」こういうふうに更に一本釘をさし、又九項におきましては、犯則がありました場合の措置につきましては、「合衆国軍隊は、日本國の税關当局と協力して、本條に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に與えられる特權の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならぬ。」こういうふうに更に一本釘をさし、又九項におきましては、犯則がありました場合の措置につきましては、「合衆国軍隊は、日本國の税關当局と協力して、本條に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に與えられる特權の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならぬ。」こういうふうに更に一本釘をさし、又九項におきましては、「合衆国軍隊は、日本國の税關当局と協力して、本條に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に與えられる特權の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならぬ。」こういうふうに更に一本釘をさし、又九項におきましては、「合衆国軍隊は、日本國の税關当局と協力して、本條に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に與えられる特權の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならぬ。」こういうふうに更に一本釘をさし、又九項におきましては、「合衆国軍隊は、日本國の税關当局と協力して、本條に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に與えられる特權の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならぬ。」こういうふうに更に一本釘をさし、又九項におきましては、「合衆国軍隊は、日本國の税關当局と協力して、本條に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に與えられる特權の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならぬ。」こういうふうに更に一本釘をさし、又九項におきましては、「合衆国軍隊は、日本國の税關当局と協力して、本條に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に與えられる特權の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならぬ。」こういうふうに更に一本釘をさし、又九項におきましては、「合衆国軍隊は、日本國の税關当局と協力して、本條に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に與えられる特權の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならぬ。」こういうふうに更に一本釘をさし、又九項におきましては、「合衆国軍隊は、日本國の税關当局と協力して、本條に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に與えられる特權の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならぬ。」こういうふうに更に一本釘をさし、又九項におきましては、「合衆国軍隊は、日本國の税關当局と協力して、本條に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に與えられる特權の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならぬ。」こういうふうに更に一本釘をさし、又九項におきましては、「合衆国軍隊は、日本國の税關当局と協力して、本條に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に與えられる特權の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならぬ。」こういうふうに更に一本釘をさし、又九項におきましては、「合衆国軍隊は、日本國の税關当局と協力して、本條に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に與えられる特權の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならぬ。」こういうふうに更に一本釘をさし、又九項におきましては、「合衆国軍隊は、日本國の税關当局と協力して、本條に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に與えられる特權の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならぬ。」こういうふうに更に一本釘をさし、又九項におきましては、「合衆国軍隊は、日本國の税關当局と協力して、本條に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に與えられる特權の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならぬ。」こういうふうに更に一本釘をさし、又九項におきましては、「合衆国軍隊は、日本國の税關当局と協力して、本條に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に與えられる特權の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならぬ。」こういうふうに更に一本釘をさし、又九項におきましては、「合衆国軍隊は、日本國の税關当局と協力して、本條に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に與えられる特權の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならぬ。」こういうふうに更に一本釘をさし、又九項におきましては、「合衆国軍隊は、日本國の税關当局と協力して、本條に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に與えられる特權の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならぬ。」こういうふうに更に一本釘をさし、又九項におきましては、「合衆国軍隊は、日本國の税關当局と協力して、本條に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に與えられる特權の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならぬ。」こういうふうに更に一本釘をさし、又九項におきましては、「合衆国軍隊は、日本國の税關当局と協力して、本條に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に與えられる特權の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならぬ。」こういうふうに更に一本釘をさし、又九項におきましては、「合衆国軍隊は、日本國の税關 authorities and their families shall not abuse their special rights.」

的の今後の実施に当りましては、更に当局と折衝をいたしまして、十一條の一項、八項、九項を活用いたしまして、それより具体的の適宜な措置を講じたいと思つております。
○木村禮八郎君　まだ関税についていろいろ質問があるのでですが、これはあととして大蔵大臣にお伺いしたいのですが、この行政協定の十二條によつて、アメリカ合衆国軍隊又はアメリカ合衆国軍隊の公認調達機関が適當な証明書によつて日本国で公用のため調達する資材、需品、備品及び役務は、物品税、通行税、揮発油税、電気ガス税等を免除されるとあります。これはよその国にこういう規定があるのですか。それが一つと、それから若しこういうことを許した場合特需との関係はどうなんですか。アメリカの、今度は軍需品を作る場合、原材料を向うで調達する場合、無税で、日本の国内の物資を無税で向うに調達されて、そしてそれが軍需品製造とか何とかそういうふうになるといふと、これは非非常な弊害を生じますし、私はよその国ではこういうことはないと思う。先ほど配付されました北大西洋條約当事国間の協定の九條の八項に「軍隊、軍属、その構成員、又は被扶養者のいすれを問わらず、受入国の会計規則によつて課せられる。購入及び役務に関する租税又は關稅のいかなる免稅も本條を理由として受けるものではない。」本條によつては、この日本の行政協定の十二條と同様に「受入国の国民と同一の條件で必要な物品をその土地で購入することができる。」といふのが九條であります。

国間の協定ではこういう免税規定がないのです。非常にこれは不利な、国際的に見て非常に不利な、独立国としてこういう協定を結ぶなら、私はこういう協定を結ぶのがおかしいと思う。公認調達機関が、若しかこの場合にの商社が介入してそろして日本の物資を非常にたくさん無税で貿われる、若しこの場合、日本の国民が使う場合に税金が入って、政府に税収入といふのが入つて来るのですけれども、日本の物資を非常に安く調達されるということは非常に日本の国民经济或いは財政機構にとつて不利じゃないかと思うのです。そこで先ほどこれによつてどの程度の物資が調達される見込みで、どの程度の税が若し取れるとした場合に、比べて見てそれだけ減收になるかを私お尋ねしたわけですが、この問題は大藏大臣随分重要なことです。が、どうしてこういうふうによその国にないような形で結ばれたか、その点をお伺いしたい。

のうちに軍隊がございませんので、それと同様の規定でなしに、今回設けましたように、米英協定及び米比協定におきましては税目を特掲しておらないでございますが、日本の場合におきましては税目を四税目特掲いたしまして免税措置を講ずることにしたのでござります。なお先ほど軍の公認調達機関という点につきまして、米国商社がございましたが、この公認調達機関と申しますのは、軍の機構の一部でございまして、商社は全然入りません。

○木村種八郎君 只今泉税制課長は米比協定のことを引かれましたが、米比協定の第五條はこの日本の十二條三項の場合と違ふのじやないのですか。五條ではアメリカから物資をフィリピンに輸出して来る場合ですから「合衆国官憲にあって積み出され又は仕向げられ且つこの官憲が右の目的に供する」とを説明したものに對しては、「いかなる輸入税、国産税、消費税又は他の租税を課さない」というのであって、日本の国内で物資を調達する場合は違うのじやないですか。私はそう解釈しなければ、この北大西洋條約のあれとは違つて来る、こういう形の免税措置なら北大西洋條約にあります。ですからこの日本の十二條三項みたいなのはないのです。探してみたのですけれども、その点どうですか。

○木村福八司君 それはどういふ……この文章からはそう解釈できないのです。何か根拠があつたらお示しを願いたいのです。

○政府委員(北島武雄君) この條文を御覧下さいますと、「合衆国官憲にあって積み出され又は仕向けられ」と書いてあります。必ずしも輸入品には限られないよう見えますことと、それから「証明したものに対しては、いかなる輸入税、国產税、消費税又はその他の租税、税金若しくは課金も課さない。」こう書いてありますので、これは單に輸入物資だけに関する規定ではないように私どもは了解しております。

○木村福八郎君 私はそれは相當議論があると思う。それは今度の法律案です、関税に関する措置、免稅措置の規定を見ましても、外国から輸入、物品を持つて来る場合関税を免除する、その物品に對しては国内の消費税、物品税その他も免稅する規定になつておるのです。これを見ると、関税及び他の税も免除する、こういうふになつたのであるが、五條は……。ですから輸入物品に対する関税その他の税の課稅措置と解釈するのが、これがすなはちな解釈ではないですか。私は今のお伺いで、事実そうならば、私は何も固執するのではないのです。まあそれは、応もう少しつきりしたことをお伺うしたいのです。何か根拠がありまして、外務省あたりにお確かめになつて、はつきり私はどうしてもお伺いしたいのです。そうでないと、非常に極めて不利になる。まあそれは、一応別としましてこういう協定をよ

ることによって、相手にどうしますか、国内の物資が、若しこれがそういうふうな形で免税されなければ、日本において相当税が見込まれるわけなんですね。ですから、そういうものは、相当の損失になるので、そういうものは、実際に言えば間接には防衛分担金なんかも私は含めていいと思うのですが、ですからこういう防衛分担金といふ負担は一応五百六十億となつておりますけれども、間接のそういう負担分といふものは、随分大きいのじやないかと思うのです。これに対して大藏大臣はどういうふうにお考えになつておるか。いわゆる防衛費支出負担と言つておられますけれども、あれはまあ表面に現われただけであつて、間接的なものを考えたら随分大きいのじやないかと用ひうのですが、どういうふうにお考えになつておりますか。

は、こういう見当をいたしております。御承知の通り六百五十億円の防衛支出金のうちには、レントに相当するものが九十二億円とか百億円とかあるのでござりますが、これも大体従来の終戦処理費の使い方等を見まして算出したのであります。戦終処理費で使いました費用の中で、例えば物品税のかかります椅子とか、カーテンとか、照明器具といふものは、今までには税金を納めておつたのであります。内国税を納めておりました。そうしてその費用は國が負担しておつた。そうして見ますと、今度の防衛支出金の計算には或る程度物品税とか、電気ガス税というもののを含んでおります。そこで防衛支出金の交渉に当りますては、一応レントを引いた五百何十億円の中には、物品税、電気ガス税を含んだところの計算だから、その分は元へ戻してもらわなければならぬ。即ちそれだけは不用額に立ててもらわなければならない。こういう我々は主張をいたしまして、これは向うでも話が合致しておるのであります。で、その分は、大体今までのあれから申しますると、物品税、電気ガス税で九億円程度かと思つております。で、これは不用額に立てるといふ約束済でございます。今後メイントナンスその他でどれだけの物品税課税されるものか調達されるか、或いは電気ガスをどれだけ使用するかという問題もあります。揮発油税は、実は今まで向うれば、八、九億円のものだと思います。通行税は、これは極く少額でござります。揮発油税は、実は今まで向うが全部自分で持つて来たので国内調達はいたしておりませんから、その関係

○木村穂八郎君 大蔵大臣は、只今の御説明だと各國がこういう例になつておるからと言われますけれども、さつき私はわざ／＼この北大西洋條約当事国間の協定はそうなつてない。國際的にそなつてないのですよ。ですから泉税制課長も成るほど北大西洋條約についてはそなつてない、こういう御説明だった。ですから各国の例じやないと思うのですが、そこには不利なこないう措置になつておると思うのです。各国の例に徴すればですね。

○國務大臣(池田勇人君) これは北大西洋條約の場合と日本の場合は、これは相当違つておることを御了解願わなければならん。向うは防衛支出金といふものは規定はないのです。この点は北大西洋條約と違つておると思ひます。米協定は、私はこれは再度の御質問でありますから外務省で調べさせまするが、あの文章から申しましても国内の消費税は免除されておると私は信じております。

○木村穂八郎君 さつきの政府委員の御説明では、大体北大西洋條約に似ておるというのですね、この規定は……。ところが大蔵大臣は北大西洋條約と違ふのですが、大体各國の例といえば北大西洋條約のこの例も入ると思う。私はそれはお調べになつて頂きたいのですが、米協定も日本のこの十二條三項みたいになつておると言うが、私はそうじやないと思うのです。そなつたらこれは非常に不利ですよ。それからそれともう一つ特需との場

合ですけれども、特需の場合のこの物資調達について弊害が起らないかどうか。横流れの問題になつて来ると思うのです。これはそういう形で調達資材がそれが日本人に流れるというときに、これは又つかまえて、捕捉して税をかけることになつておりますけれども、これも濫用になつたら私は重大な問題だと思うのですが、どうですか。それが一つと、それから時間がありますから、もう一つお伺いしたいのですが、大藏大臣も御承知のように今度調達形式がいわゆる直接調達になつたと思うのです。この影響を考えてみますと重大だと思うのです。財界あたりでも相当これは重大視しておると思うのです。これに対して直接調達になる場合いろいろの弊害が予想されるのですが、これに対してもう一方針でやつて行かれるか、この弊害がないようになります。特にこれは日本の自立計画、下手やると自立計画に非常に支障があるのじやないか。民需物資と、或いは輸出物資、日本の再建資材の確保、こういうものと競合したら非常にこれは重大な問題になるとと思うのですが、この点について政府では随分今までのいわゆる特別調達厅を通ずる調達方式に今後統一されるようを要望されたようですが、それでも、結果としてはそれが容れられないで直接調達になつた。これに対する対策、方針というものははどういうふうにお考えですか。

えております特需というものは、朝鮮或いはその他の国に持つて行かれるものでございまして、これは物品税なんかでも免税にして行くことは当然でございます。特需との関係はないと思いません。それから直接調達ということが日本の経済に非常な影響を及ぼすということは、これはお話を通りでござりますので、十二条の二項で「現地で供給されるる合衆国軍隊の維持のため必要な資材・需品・備品及び役務でその調達が日本国の経済に不利な影響を及ぼす虞があるものは、日本国の権限のある当局との調整の下に、また、望ましいときは、日本国の権限のある当局を通じて又はその援助を得て調達しなければならない。」密接な連絡をとつてやることになつております。十二条の二項でございます。こういうこともありますし、又予算の使い方につきましても、時々報告を求めるとか、或いは両方協議の上でやることになつておりますので、この駐留軍の経費の使用その他につきましては、十分連絡をとることにして、著しい害を及ぼさないよう努力して行きたいと思います。こういうことはそのときによつて手打たなきやならんと思つております。

○木村福八郎君　具今大蔵大臣は、この十二條の二項によつてその弊害がないようにあらかじめ配慮してあるのだと言われましたが、それに基いて政府は日本國の権限がある當局を通じて調達されるように努力したのだと思うのです。ところがその結果においてそうでなくなつておるので、これはもう財界ばかりでないと思うのです、各方面に非常に大きなショックを、衝撃を與えおるようです。で、しば／＼引用しますが、大体北大西洋條約に則つてやつたというお話ですから、北大西洋條約当事國間の協定の九條を見ますと、ここでは非常にはつきり規定してあると思うのです。今頃になつて政府が難いでおるけれども、行政協定を結ぶときには、どうしてもつとはつきりこの点をしなかつたか、私は重大な失態だと思うのです。これはもう当然わかつついたと思うのです。それで大蔵大臣はしば／＼終戦処理費と今度の防衛費分担金支出とは違うのだとしば／＼言つておるわけです。終戦処理費については日本の自主性がなくて、これまでの弊害は枚挙にいとまがないのです。たくさんほう／＼に調べたのがあります。或いは特別調達府の調査にも細かく出ております。これはまあ詳しく述べら際限がないのですけれども、今一度は終戦処理費の使い方と違うのだかです。日本經濟に重大な影響を及ぼすのですから、なぜこれを一元的に日本の政府でこれを調整するようにもつと相

定できなかつたかどうか。これは重大な失態だと思ふ。一応ここでは日本本国の権限のある当局を通じてやるというふうに処理されますか。北大西洋条約の当事国間の協定九條を御覽になつておきますが、それができることになつておりますが、それができないことがあります。これをどういうふうに処理されますか。北大西洋条約は非常に極めてはつきりと規定してあるのです。ですからただ大蔵大臣は弊害がないようになると、／＼と言つただけでは、これはそれだけでは私は御答弁はいたしません。どういう対策を講ぜられるか、これはもうすぐにもう非常に遠い将来の問題ぢやないのでですから、すぐに起る問題なのですから、これに対して政府がどういう対策を講じようとしておるか。これを伺ひたいのです。ただ十二條の二項にこう書いてあるから、それでいいのだというわけに私は行かないと思うのです。もう少し具体的な対策について御答弁願いたいといふ。

留軍の調達をいたしまする物資につきまして、ながんずく日本経済に重大な影響を與えまするもの、石炭でありますとか、他の稀少物資は当然入ると思ひますが、そういうものにつきまして向う側の或る期間、まあ例えば四半期でありますとか、或いは物によりますては月でござりまするとか、そういたしまして、この数量地域、場所或いは品質というようなものにつきましての十分なる打合せをしてしまして、非常に無理な窮屈なものから多く取るというようなことをしない。又そういうような悪い時期に到らないようになりますといふのがあるわけでござります。こういつきましたは、現在予備作業班とあるものが御承知のようにできておりますとして、そこでいろいろ具体的なことにつきましての相談を始めておるよう承知をいたしております。

が、今考えておりまするやり方は、今のような調達の時期だとか方法だとか数量だとか、そういうような先ず調達の対象になりまするもの、第二にはその具体的な引渡しとその他の條件を律しまする契約條件、その両者につきまして必要な調整をいたす。その場合に物によりましては木村委員御指摘のように政府の当局を通じてやることになつておりますので、日本側が物によりましては間接の調達をいたして向う側に引渡すということがそういう事態に適當であるかということにつきましては、おなじく今後の折衝に残されておる、具体的な場合に問題になるかと思います。

北大西洋條約の点の御指摘がありますが、これは両方の当事国とも軍を持つておりますることを前提といたしまして、受入れ国、レーシービング・ステート、即ち駐留せられておりまするほうの国の軍關係の調達の機関が同じような軍需の關係でありますので、併せて調達をいたすというふうに読まるべきものと承知をいたしております。

○波多野鼎君　ちよつと今のと関連して……。行政協定は余り聞く機会がなかったのですが、丁度今関連しておりますので、行政協定の第十二條の第二項ですが、ここにある「権限のある当局」というのははどういうもので、何がなかつたのですが、丁度今関連しておりますので、「権限ある当局」になつていますか。物資調達で調整をやるというその権限のある当局……。

○波多野鼎君 そういうことを言つて
いるんじやない。設置法を見てくれと
いうようなわけやなくて、今現に調
達が始まるでしよう。その場合に、ア
メリカ軍事当局が調達する場合に、日
本の権限ある当局と相談する場合が相
当多いと僕は思うんだが、そういう
「権限ある当局」としては何ができるで
いるかというのです。

○政府委員(石原周夫君) 現在のとこ
ろ、差当り申すまでもなく占領軍の時
代におきまする調達の機構としまして
は特別調達庁があるわけであります。
ここには「當局を通じ」という言葉、或
いは「援助」という言葉もござりますの
で、その間接調達の場合と、それから
援助をとります場合と両方ござります
ので、必ずしもこれは單数に読むべき
かどうかは疑問だと思うのであります
が、現在のところにおきましては占
領軍の時代におきますところの特別調
達庁、今後におきまする問題は行政機
構の今いろいろな案が審議中であるか
のようにも伺つておりますので、そ
れによつてきまとことじやないかと思
つております。

○波多野鼎君 大藏大臣どうですか、
これは特別調達庁が残りますか、それ
ともアメリカあたりでは今の国防生産

当局でやつておられますから、これはもう一元的にやつて物資の過不足を防ぐというようななことがちやんと調節がとれておると思うのだが、日本政府では安本もだん／＼縮小して行くというような話なんだが、どういうふうに向うどから問題にしておられる点が解決できないのじやないかと思います。

○國務大臣(池田勇人君) この特別調達厅をどうしようかという問題は前から研究いたしておるのであります。占領当時は運つて参りますので、間接調達をする場合もあるし、直接調達をする場合もある。そうして又物資別に考えるなければならない場合もある。それからアメリカのほうでも又こういう点を研究していると思います。従いまして日本は特別調達厅をどういうよくな恰好で持つて行くかということは、アメリカのほうの機構のこともありますので、只今検討を加えておる次第であります。

○波多野鼎君 この外国為替、外国貿易の問題が大分これは問題になると思ひますが、それはそれとして、特需と申しますが、アメリカ駐留軍の必要とする物資の供給というものが日本の経済にとつては非常に大きな意義を持つて来ることはもう明白なことなんです。従つて駐留軍にどういう品物をどの程度、いつの時期に供給するかというような点については、政府の側で一つの統一的な機關があつて向う側と折衝するといふことにしないと、国内経済に相当大きな混乱が出て来る虞れがある

いろいろありましたよ。特別調査部があつてさえいろいろな問題が起きておる。相当地方でも困つておる問題がたくさんある。いわんや今後相当大量のものが出来上がつて来るといふに需要されるということになつて来ると、やはりこれに応する行政機構というものが確立されなければ駄目じゃないかという気がするのです。アメリカ側がどういうことを考えておるかそれは知りませんが、併し日本側としてはどういうふうに考へておるか、その点を一つお聞きしたい。

たよう^に検討いたしておる次第であります。

○木村賛成　國務　この調達と関係しまして、防衛分担金の使い方にについて、いわゆるどんぶり勘定と言われております。そのアメリカ側の会計のはうに入つて、その使い方にについて、その使い方で日本側が何か計算を立てたような場合、参画することができるのかどうか。例えば国内のマーケット価格等によつてその使い方の時期や何かを誤まると、日本の経済にいろいろな障害が生ずると思います。従つてあらかじめこの使い方について日本経済に影響を及ぼさないよう參画し得る何かの措置が講ぜられておるのかどうか、その点を大蔵大臣伺いたい。

期に何トン欲しい、それは北海道で何トン、九州で何トン、その問題につきましては先ほど申上げましたのうにましましては先ほど申上げましたのうにまだきまつておりませんが、どういうような形で相談を受け、どういう形で連絡をするかという確定案は申上げかねると思いますが、先ほど申上げたような趣旨におきまして、日本の供給需要の関係が非常に逼迫しております重要なものにつきましては、これは調達計画は相談してきめて行こうじやないかという大体の趣旨につきましては双方異論がないかと思いますが、どの程度の物資をどの程度まで分けるかということについては、いろいろ技術的な問題があると思います。その点は今申上げたような調達計画の問題としては相談をいたします問題であります。

第二の点がお尋ねの主点かと思うのでありますですがそれは金のほうからどういたすかということでありますから、この点につきましては年間を通じまして五百五十八億でありますか、一億五千五百万ドルに該当いたしますのであります。先ほど大臣がお答えになりましたように、従来終戦処理費の系統で含まれております税金が控除されますので、それを引いた金額になるのであります。その金額をどういうものに使うかということについての相談を受け、その具体的な四半期ごとの計画につきましても相談を受ける、それから事後にどういうふうに支出をいたしたかということにつきましての計画の相談、それから便しまする金額につきましての相談、両方

受けるわけでありますので、今お尋ねの点につきましては、こちら側に非常不利な調達に陥るというようなことはないにつきましては、そういうことがないようにできるようなるんじゃないかなと思います。

○木村禎八郎君 これまでの終戦処理費の経験から見まして、それが不利になる公算が大きいと思います。不利にならなければ幸いです。この点についてはそういうことははつきりしないで、こういう協定を結ぶということ自体が問題であつて、そういうことはこれから引きめるのであると言うが、今までの終戦処理費の使い方、それを通じてどんな不利があつたかということはもう十分御承知だと思います。そういうことになつておるんだ、詰合いでなつておるんだけれども、一方的に向うに押しつけられたこういう弊害があつたはずなんですね。これからも気を付けると言つておりますけれども、これはそういうふうになる公算が大きいかから、ほどほどのつきりさして行かなければならぬと思います。その点については通産省、或いは特別調達庁等にお尋ねしたいと思います。

そこで大蔵大臣にまだいろ／＼あんのですけれども、時間がありませんから最後に一つだけ伺いたいのは、最近自由党の政調会あたりで、今後の講度における経済自立計画、いわゆるソシ・ラインを外し、シャープ・ラインを外して行く、いわゆるインフレ的政策に転換する政策を発表した。大蔵大臣の今までの考え方ですね、これは「対だと思う。この点について一点伺って置きたいのと、もう一つは補正予算

の問題です。約一千億以上に上る補正予算が近く出されるんじやないか。こういう報道が伝わつて、これは又自由党の選舉奉公策か何か知りませんが、それがどうか、あるいは社会保障費ひつくるめて一千億以上も補正を出すというようなことが伝えられておる。それで今度の選舉自當ての、例えば公共事業費か、大蔵大臣は一千億以上に上る補正予算が出るということになると、これまた大蔵大臣の言われたことと非常に違いますが、そういう可能性があるのですか、二つの点についてこの際伺つて置きたいのです。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律案について、逐條説明を政府委員より伺いたいと思います。

○政府委員(平田謙一郎君) 本法律案につきましては、午前中提案の趣旨の御説明があつたかと思ひまするが、内容は比較的簡単でございますので、大体同じことに相成るかと思ひますが、重ねて私から御説明申上げたいと思ひます。

この第一條及び第二條、これはほんの一法律案の場合と内容は大体同じでございます。ただ関係のないような事項につきまして定義を掲げてないものもあるという程度でございまして、特に申上げることはございません。全く同様でございます。

それで問題は第三條でございますが、第三條は実はこの國稅犯則取締法又は關稅法につきまして、御承知の通り犯罪の嫌疑がある場合におきましては、裁判官の許可を得まして強制的な調査ができる、臨検、捜索、差押え等の処分を行うことが收稅官吏に対しまして認められておるのでございますが、これは一種のやはり何と申しますか、行政官吏が行うのでございますが、事柄の性質は犯罪の搜査という扱いをしたほうが妥当である常に刑事案件に関連いたしまして行なうという考え方でございます。たたかずし建前といいたしましては、飽くまで常の刑事事件とは事情が異つておりますので、若干差を設けております。期

第一項におきましては「合衆国軍隊の使用する施設及び区域内」、まあこういうう所におきましてこういう強制的なな規限を行ふする場合におきましては、これはやはりそれぐ向うの軍隊の権限がある者の承認を経るか、或いは直接行なうことがいろいろな關係上都合が悪くなる場合におきましては、そういう人々に嘱託いたしまして目的を達しようとする趣旨でござります。ただその他の場合、つまり合衆国軍隊の所有する施設及び区域外の場合におきましては、これはやはり一般の国税犯則取締法

が、第三條一台米國軍隊の使用する施設及び区域」というのは、行政協定ではつきりしておるのですか。
○政府委員(平田徹一郎君) 行政協定にもはつきりしておる次第であります。す。
○田村文吉君 一つも疑義がありませんか。
○政府委員(平田徹一郎君) はあ。
○委員長(平沼彌太郎君) 他に質疑はありませんか。
○大野幸一君 この二條の5の「二十歳以上の子でその生計費の十分の五以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属が負担するもの」どうしてこれを半の割合においてアメリカの軍隊の構成員が負担する場合は、家族の中へされたのであるか。
○政府委員(平田徹一郎君) これはは局まあ自分で独立の生計を営んでおる場合におきましては、これはもう家庭と見る必要はないかと感するのであります、やはり半額以上を他の世帯負担に依存しております場合におきましては、やはり子供と同じように従属しようと見まして、家族に加えたほうがいいだろう、こういう趣旨でございます。これはこの法律だけでございません。全部の法律につきまして同様なことなつておる次第でございます。
○大野幸一君 その判定を誰がするですか。
○政府委員(平田徹一郎君) これは論行政的には日本側の行政官庁がいします。争いが起りました場合にはそれ所定の手続を経まして裁判所にきめるということになるかと思います。

○大野幸一君 参考のためにお伺いしますと日本の利害は官吏が認定するわけですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 第一次的定にはさようござります。

○木村謙八郎君 参考のためにお伺いしますが、ちよつとお伺いしたいのですが、さういふべき伺つた問題ですが、米比協定なんかではどうなんですか。ほかの或いは米英協定でもいいのですが。

○政府委員(平田敬一郎君) 調べまして……。

○木村謙八郎君 それから別の問題をちよつとお伺いしたいのですが、さういふべき伺つた問題ですが、米比協定で、如何に償で国有財産を貸與する、提供する、いう問題ですが、米比協定はどうなつておるかお尋ねしたところが、その当該協定の前文にあるという……。

○委員長(平沼彌太郎君) 木村委員、申上げますが、今、国税犯則取締法だけの内容説明を開き、質疑を行なつておるのでですが。

○木村謙八郎君 ああそうですか。これじやあとでいたしますから……。委員長どうですか。今調べておる間に時間が空いていたので質問したのですが、どうですか。

○委員長(平沼彌太郎君) 一つずつりましよう。すぐその次に内容の説明を伺つて、それから……。

○田村文吉君 議事進行上どうですか、今の質問をあとにして頂きましたは。

○政府委員(平田敬一郎君) 今正確なところを調べましてあとでお答えします。余り詳しい定義はないようございますから、内容をもつと調べます。

○木村謙八郎君 ついでに若しかわりましたらこつちのほうと違う点で

すかすなたでまつにたそくにまつと無とつ木委時そすて明やと助はい的協

○政府委員(平田敬一郎君) 大体この種の協定といたしましては、御承知の通り北大西洋條約、それから米英協定、それから米比基地協定、この二つの種類のものがございますが、アメリカとスイ士の間で結んだもの、アメリカとイギリスとの間に結んだもの、それから北大西洋條約とござりますが、その間若干差があるようでございます。

先づこの米比協定との比較でござりますが、米比協定はどちらかと申しますと恐らく歴史的事情に基く関係でございましょう。免税等も比較的広汎免稅、包括的に免税をしておるようございます。極く協定といたしましても包括的に、アメリカの軍隊や軍人用に使用します物資等は一切の關稅消費稅、内國稅を免除するといつたうな協定になつておりますて、今回我が国できましたような相当具的な協定はないわけでございます。

回の我が國の場合におきましては、当それより必要性を考えまして、事の対象を明らかにいたしまして、免する場合と課稅する場合とはつきいたしておりますが、そういう点米比協定によりますと相当包括的免稅規定が設けられておるようになります。それから……。

○木村龍八郎君 ちよつと、それは五條……。

○政府委員(平田敬一郎君) 主と一所得稅の特例なり、それから關稅、入品に対する課稅ですね、そういうのにつきましても……。

○木村禪八郎君 そうすると米比協定の五條ですね、主として。

○政府委員(平田敬一郎君) 多分そうかと思います。それから米英協定にも実は大分包括的な免税や包括的な課税をしない、手続を要しないというふうに規定されておる事項が、どちらかと

言いますと多いようございます。これはイギリス本国全部に及ばないで、やはり特定の地域に限られておる関係も設けられておるようございます。

かと思ひますが、相当包括的にやはり免税の措置を講じたり、或いは手続等を不用にするような規定が米英協定にも設けられておるようございます。それから北大西洋條約には或る程度基準的なことは載つておりますが、まだ細目の点につきましては余り規定されておりません。日本の今回きまりました協定の中には、北大西洋條約等に載つてない事項につきましては相当規定しておる例も多いと存じます。具體的な一々の内容は必要がございますのであります。されば北大西洋條約等に載つておる例も多いかと存じます。私は私が今申上げましたようなところにあるわけでございます。

○木村禪八郎君 北大西洋條約においてはその何條々々かを調べて頂きたいためです。これは資料を頂いておりますが、むしろ北大西洋條約においては余り免税しないというような規定のようですから……。

○政府委員(平田敬一郎君) 北大西洋條約については課税に関する規定は比較的少いようございますが、そういう点につきましては又今後追加して、そういうことにしまして措置されることが相違ないだろう、或いは国内的な

それの國におきまして適当にやつておる事項もあるよう聞いております。包括的に條約といったしまして、はつきり規定をした事がどちらかと申しますと少いように見受けております。

○政府委員(北島武雄君) 只今の主税局長の説明に補足いたします。北大西洋條約におきまする関税關係の規定は第十一條、第十二條、第十三條でござります。それから米比協定におきましては第五條が、これが基地の建設、維持、運営、防衛のために、合衆国官憲に宛てて積み出され又は仕向けられたものに対する一切の税金を免除される。第十二條に相当広汎な免税規定がござります。例えば本條の第一項及び第二項に掲げたものといいますと、これらは軍人、軍属扶養家族など一切入る若しくは居住税又は輸入税若しくは輸出税、又は私用のために輸入する私財に関する規定であります。

○田村文吉君 どうなんですか。たゞこでありますか、そいつたものは今まで流れているような工合に、今後はもつと大規模に流れで出るというふうな虞れはこの法律で十分取締りできますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 法制的には今回のこの法律によりまして、輸入した物品につきましてはそれをその本來の用途に供しないで他に譲渡する場合、この場合は税關長の許可を、承認を得せしめることにいたしております。

○政府委員(平田敬一郎君) これは午前中波多野さんからも大臣に対する質問があり、大臣が目下考慮中だという、この特別調査調整によりまして、違反事實があつたとしても、今後はよほど運用に拘らぬに提議いたしまして、必要な制裁、必要な措置をとると同時に、予防措置等につきましてもできるだけ緊密に協力してやりたい。そういうふうに行きすれば私ども相当に……、これは希望かも知れませんが、今までよりもよほどその点は改善される方向に行けるのではないか。これは勿論日本側に協力してやりたい。そういうふうにいたしましても、当局並びに国民のかたんへの考え方と、それから方針次第でござりますので、できる限りそういう方向に行けるよう努めました。

○委員長(平沼謙太郎君) それでは次に特別調達資金設置令の一部を改正する法律案(予備審査)について内容の説明を求めます。

○政府委員(辻村義知君) 特別調達資金は、連合國軍の需要に応ずる物及び役務の調達と円満に処理するため設置されたのであります。今回日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約

の締結に伴いまして、一應この資金を同條約に基いて駐留するアメリカ合衆國軍隊の需要に応ずるための物及び役務の調達を要する支払資金としても使いますと少しよいように見受けております。

○政府委員(北島武雄君) 只今の主税局長の説明に補足いたします。北大西洋條約におきまする関税關係の規定は第十一條、第十二條、第十三條でござります。それから米比協定におきましては第五條が、これが基地の建設、維持、運営、防衛のために、合衆国官憲に宛てて積み出され又は仕向けられたものに対する一切の税金を免除される。第十二條に相当広汎な免税規定がござります。例えば本條の第一項及び第二項に掲げたものといいますと、これらは軍人、軍属扶養家族など一切入る若しくは居住税又は輸入税若しくは輸出税、又は私用のために輸入する私財に関する規定であります。

○委員長(平沼謙太郎君) もう少し詳しく述べて下さい。

○政府委員(辻村義知君) これは只今申上げましたように、具体的に申上げますと、特別調達資金設置令中、「連合國軍」とござりますのを「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基づき駐留するアメリカ合衆国軍隊」というふうに字句の改正をいたしました。

○小林政夫君 これは前に小委員会で

この特別調達資金設置令を存置するところに多少私も問題に思つたのであります、行政協定第十二條の四項ですね、これと大体役務賃費疑答のときにおいて多少私も問題に思つたのであります。

○委員長(平沼謙太郎君) それでは次に特別調達資金設置令の一部を改正す

る法律案(予備審査)について内容の説明を求めます。

○政府委員(辻村義知君) お話をごと申しますが、役務の中でも労務関係、労務の調達の関係だけに利用され

ておつたのでござります。設置令においては只今お話をのように物資の調達に

ありますので、特別調達資金設置令に所要の字句的な改正を加えるためこの

法律案を提出した次第であります。どうぞお頼いいたします。

○委員長(平沼謙太郎君) これは午前中波多野さんからも大臣に対する質問があり、大臣が目下考慮中だという、この特別調

査調整によりまして、違反事實があつたとしても、今後はよほど運用に拘らぬに提議いたしまして、必要な制裁、必要な措置をとると同時に、予防

措置等につきましてもできるだけ緊密に協力してやりたい。そういうふうに行きすれば私ども相当に……、これ

は希望かも知れませんが、今までよりもよほどその点は改善される方向に行けるのではないか。これは勿論日本側に協力してやりたい。そういうふうにいたしましても、当局並びに国民の

期待に沿うるよう努めました。

○小林政夫君 これは午前中波多野さんからも大臣に対する質問があり、大臣が目下考慮中だという、この特別調

査調整によりまして、違反事實があつたとしても、今後はよほど運用に拘らぬに提議いたしまして、必要な制裁、必要な措

置等につきましてもできるだけ緊密に協力してやりたい。そういうふうに行きれば私ども相当に……、これ

は希望かも知れませんが、今までよりもよほどその点は改善される方向に行けるのではないか。これは勿論日本側に協

力してやりたい。そういうふうにいたしましても、当局並びに国民の期待に沿うるよう努めました。

○委員長(平沼謙太郎君) これは午前中波多野さんからも大臣に対する質問があり、大臣が目下考慮中だという、この特別調

査調整によりまして、違反事實があつたとしても、今後はよほど運用に拘らぬに提議いたしまして、必要な制裁、必要な措

相による労務の調達のみには限らないと考えます。

○木村轟八郎君 これはあれですか、

をするのかどうか、又その場合にこれ

なりました條項は不用になると考えます。

必要があればどういう意味で必要なのはないわけじゃないですか。それでも

○小林政夫君　ドルの調達には限らないということであると、この設置金を設けられたときはドル払いで支払が運延、二ヶ月ぐらい先……そこでその繰りぎ資金として要るんですかということ

までの暫定的な措置なんですか。それともそのジョイント・アカウントになつても、労務関係についてだけはこの勘定で処理して行く、こういう意味の法律案ですか。

當時に直接雇用しておった労務量と駐留軍となってからの労務量がひとしいとも言えない、同じだとも言えない。そうすると七十五億という金についても検討を要する。これが取りあえず暫く内情等でつづいて、この二頁が各号十二

○木村種八郎君 その点はそうすると非常に重要な問題になるのですが、今どうなんですか、速記をとめていいのですが、見通しですね。新聞には一応出ておりますが、大体直接調達とい

か。それからもう一つ、不動産だけを取扱うということになる場合は、それは今のこの法律の第一條に、「物及び役務」とはつきり書いてありますから、「物」の中に不動産を仮に含めると

○政府委員(辻村義知君) 只今円払いは大体そういう関係の予算……今度になるとなんですが、七十五億という予算は小委員会で審議したときにも、七十五億ということは将来検討を要する問題だということは協議したのですが、円払いがあり得るならばこういう会計が要るとも思えない、全部円で払われるのだから……。

○政府委員(山村義知君) これはほんま
イント・アカウントと申しますか、今
度の防衛支出金とは全然別のものでござ
いまして、これは沿革的に申上げます
と、従来終戦処理費は全額日本政府が
の負担でありましたのが、昨年七月一
日以降約半額をアメリカ政府が分担す
ることになりました際に、そのアメリカ
の負担分中、労務費につきましては、
負担はアメリカ政府がいたしますが、
実際の労務の提供は日本政府の機関が
実施するということになりました、両
国政府の間にこの点に関する契約が締
結されまして、それに基いて日本政府
がドルを受入れて労務の提供をするた

るかも知れない。そのときに或は程度この資金は回転しておりますから、この回転を合法化するためには、取りあえず占領軍が駐留になつてもこの資金が動くようにする意味において、当分の間一応これでやつて行こう。併し今の防衛分担金等の使用方法等がもつと明らかになり、今朝の大蔵大臣の考慮中だと言つた行政協定十二條関係の日本側の機関、機構が整備すれば、この法案についても再検討せざるを得ないのではないか、それがどうかと言つたのです。

○政府委員(辻村義知君) 最近国会で御審議を願いました特別調達庁の設置法が改正いたされました。曉におきましては、駐留軍に対するこの調達庁の任務といたしましては、駐留軍の需要に応じては、役務、物資等の調達をいたすことが一番大きな職責でございますが、この職責のうち不動産の提供につきましては、これは先ほど申上げました防衛支那出金のうち日本政府が直接經理をいたし、又現実の調達提供もいたすとどうするとの法律案そのものは不用にならないのですか。若しか直接調達になつたら特別調達庁というものが要らなくなるのぢやありませんか。

り不動産なら不動産とすべきで……それがだけならですね。ですから最初は間接調達を前提として作られたけれども、その後事情が変つて来たと、こういう関係になつてはいるのではないでしょうか。

○政府委員(辻村義知君) 先般の特別調達厅の設置法の改正は、平和條約の効力発生以前に御審議をお願いする必要がございまして、御審議を煩わしました次第でございますが、提案いたしまでに、いわゆる直接調達になるか、間接調達になるかということがまだきまつていなかつた次第でございます。行政

○小林政夫君　そうするとの特別調達資金は、向うのやはり円とドルと半半あるわけだから、ドル払いのものに使つて行こうといふことなんですね。

○政府委員(辻村義知君) 従来は申上げましたように、労務の提供以外の方面にこの開発資金を使つてくることはせ

しておるのであって、そこにこの法律の訂正によつて、全然今までとは纏念的というか、性質が變つて来ると思ふります。そこで私が質問をしておるわけですが、今までの進駐軍時代にはあなたのほうからおつしやる通りで始まり、又現在占領するところへも、よそへも、

十三で「アメリカ合衆国政府との間に
物及び役務の提供に関する契約を締結
すること」となつておるのであるが、特
別調達官が物の提供に関する契約をア
メリカ政府との間に締結すると、今度
いわゆる直接調達ということになる場
合は、特調と政府との契約ではないの

ので、特別調達庁の設置法の改正は最も小限度の改正で取りあえず出発をいたしたいという趣旨から、ああした改正の御審議をお願いいたしました次第でござります。従いまして間接調達になることを前提として改正を提案したところ、或は、逆の場合を予想して是案を

ん。又将来もこの事情が變るような具體的な只今見込もございませんので、差当りのところこの七十五億円の調達資金は労務の提供に必要な額であるといふふうに考えます。

軍である間ににおいては、そんじらうことなどないのでしようが、今度新らしく駐留軍との関係においてこの賃金を運用して行こうということになれば、労務は徒々通り、占領軍であつた当時と同じように、アメリカ合衆国は直接ドル払つてうに、

○政府委員(辻村義知君) 全部いわゆる直接調達ということを確定いたしましたれば、特別調達室の只今お読み上げにいのですね。そういう場合はどうなるのですか。

○木村謙八郎君　そういたしますと率直に伺いますが、この法律は、今まで間接調達になるであろうという建前で作られたのではないですか、その後直接調達というふうなことになれば必要

で、その辺はまだはつきりしませんんで、そのうえ、もう少しこそめの動きを二つもお見せたというようなことではございませんたといふことです。お見せたといふことです。お見せたといふことです。

操作した場合に、金融界に相当な影響が及ぶんだということを心配しておつたようですが、こういうところはどうなんですか。

○政府委員(河野一之君) これは毎四半期の始まる十日前でしたか、十日前までに次の四半期の分を、アメリカ側の支出負担行為の総額と、それからアメリカ全体として……、そのうちにおける日本の支出負担行為の総額はドルとして出ると思いますが、そのほかに日本の一億五千五百万ドルの決定の分が幾らというのを十日前までに双方で協議してきめてそうしてやつて行く、そうして毎月翌月の二十五日までに前月分の支出の実績、内訳、証憑書類といつたようなものを日本政府のほうによこす、そうして調達の状況等を常時審査して一般の契約と同じようにやつて行こう、こういうような話合いが現在進んでおります。

○木村義八郎君 カウント資金を使ったときのその後の検査ですか、そういうあれはないのです。こつちはそういうふうに全然か、日本側は、それをどういうふうに使われたか、適正に使われたか、適正でなく使われたか、そういうようなことは検査する権能はあるのですか。

○政府委員(河野一之君) これは木村さんのおつしやること御尤もだと思う点もあるのでございますが、こういう点も一つお考えを願いたいと思うのです。勿論そういう検査も必要だし、監査も必要だと思いますが、如何なる意味でやるか、つまり経費が或る経費について半分ずつ負担するのだ、例えば石炭とか電気ガスも半分ずつだ、こ

これはいろいろ考慮しなければならんと思ひますけれども、個々の契約について会計……つまり政府の立場から問題といふものは割合に前とは考え方方が少し変つて来るのじやないかといふうに思つております。勿論業者に非常に賤価を叩いたりしちやいかんとは思いますが、特調の立場は従来とは少し変つて来るというふうに思うのであります。

○木村謙八郎君 併し日本側で相当分担する、その金について全然これを会計検査みたいなことができないといふのでは、今の日本の会計法との関係はどういうふうになるのですか。

○政府委員(河野一之君) これはジョイント・アカウントに六百五十億、そ

場合に非常にいろいろな問題が起ると思うのです。それからもう一つお伺いしたいのですけれども、あちらでは何ですか、ブイスカル・リミテーションというようなものがあつて、契約するときに或る一定の経理上の制限があつて、それ以上出せないとなると、今河野さんの言われたように聞くという問題が起きて来ると思うのですが、こういうようなことは全然こちら側ではダメツチできないのですか、どうですか。それからもう金を渡したらそれだけであちらさんが言う通りにするよりしようがない。その使い方、或いは検査その他については実質的に全然こつちはタッチできないということになつておるわけなんですか。

○波多野 黒君 もう一つお伺いします
が、六百五十億円という支出金ですね。
あれは共同管理ができれば一度に全部
払込んでしまうわけですか。

○政府委員(河野一之君) 大体これは
いろいろ議論があるのであります
が、現在のところは毎四半期二五%、差当
り第一四半期に二五%を入れようとい
うことにしております。その後は
二五%を中心とするわけであります
が、支出の状況によつては変ることも

担するものについては、これはそうい
つた会計面においてそう心配しなけれ
ばならないということとでなしに、一般
の経済に対する問題として考えていい
のではないか、こういうように考えま
す。

○小林政夫君 先ほどやはり調達資金の問題ですが、間接調達になつた場合に円払いであつてもやはりこういうものが要るのじやないかという、こういう主計局長の意見でしたが、それがなくて済ますようにやれるのじやないですか。向うの支払さえ迅速にやつてくるれば、こういう七十五億円も、五百五十八億負担をして、更に七十五億というものを、これは運転資金で回転資金ではあるけれども、余分の財政資金として使つておる。これは節約できれば、使わずに済めばこれに越したことはないのですが、ジョイン・アカウンントの運用方法によつては間接調達の場合についてもこういう資金を使わずにやつて行ける方法が考え

のうち九十二億は別でありますか、これを払込む、つまりアメリカのウイリヤム少将ですか、何かそういう人のアカウントに小切手を払込むというときに支出面に出すわけがあります。従つてこれですべては支出としては終りでありまして、会計検査院としてはそこまでの段階であろうと思います。ただ併しそれから先のアカウント、これは行政協定にもありますように、両方の相談でやつて行こうということで、そこには日本の財政法、会計法という問題でなしに、事実上の予算執行の監査と申しますが、そういつた審査の問題として行われるというふうに考えておられます。

○木村禪八郎君 それはそういう建前になつておることはわかつておるのですけれども、併しそれはもう建前はそもそも、使い方如何によつてはこつちが全然それを監査的のことができないということになると、特に直接調達の

○政府委員(河野一之助) 通騒軍の直接調達の問題もいろいろ出されたのであります。私は六百五十億の防衛支出金の系統の直接調達というものは大したことではないと思います。と申しますのは内容は御承知の通りに大分、そのうち百億は鉄道、五十億は電通、その他電気、ガス、水道といったようなものが大部分であります。一番問題になるのは石炭が約二百万トンで、これが約百二十億くらいになりますが、これが一番問題になるくらいであります。いわゆるメインテナンス、ローカル・エクスペーンスという維持の系統のものはこれは問題ないと思うのであります。日本のはうは一億五千五百万ドル、向うが一億八千万ドルになりますが、むしろ問題は、三億ドル以上に上る特需といったようなもののが、いわゆる生産資材その他御心配の向きのところに問題があるのであつて、防衛支出金、つまり一部日本の負

○波多野鼎君 そうするとこれは余る
こともありますね。全部払込まなくて
もいい場合もありますね。どうなんで
すか。

○政府委員(河野一之君) これは先ほ
ども申しましたように今年度に関する
限り一億五千五百……、九十二億円の
うち九億一千七百万円という税金を引
きまして、それから平和がいつから発
効いたしますか、十二分の幾らになり
ますが、そういう金を引いたものを
今年度に関する限り少くして、その額
を結局において一年分として入れるの
でありまして、その入の方は二五%、
或いは第二四半期は余計に行くという
ことはありましょうけれども、結局に
おいて総額はすべて入る、今言つた平
和発効の関係の月割の分を除いて全部
入る、こういうように考えておりま
す。

○小林政夫君 先ほどやはり調達資金の問題ですが、間接調達になつた場合に円払いであつてもやはりこういうものが要るのじやないかという、こういう主計局長の意見でしたが、それがなくて済ますようにやれるのじやないですか。向うの支払さえ迅速にやつてくるれば、こういう七十五億円も、五百五十八億負担をして、更に七十五億というものを、これは運転資金で回転資金ではあるけれども、余分の財政資金として使つておる。これは節約できれば、使わずに済めばこれに越したことはないのですが、ジョイン・アカウンントの運用方法によつては間接調達の場合についてもこういう資金を使わずにやつて行ける方法が考え

られると思うのですが、その点はどうですか。

○政府委員(河野一之君) 間接調達で

日本側が労務を請負つてやる限りにおいてはなか／＼むずかしいのじやないかと思います。先ほども申上げました

ようにジョイント・アカウントの支出

官と申しますか、経理官、会計出納官

と申しますか、そういうものに特調が

なりますればこれはできる、できない

とは申せないのであります、ただこ

れもいろ／＼アメリカの会計法の問題

もありまして、例えばそういうもの

には保証金を積ませるとかいうような

ことがアメリカの会計制度にあるら

れます。アメリカの国庫の

金を扱うのでありますから、そういう

ことが日本は日本の慣例に従わなければ

ならないというようなことも如何

かというような気もいたすのでありま

す。そういうようなことで絶対にでき

ないとは私は申上げかねるのでありま

すが、こういつたものがあつたほう

が、その辺がスマースに、ベターなん

じやないかと思うのです。勿論今後に

おきましてその点を十分検討して見た

いと思います。

○木村禪八郎君 防衛分担金のほうで

すね、六百五十億の九十何億ですか、あれは賃貸料ですか。あの中には賃貸

だけ、土地なんかの収買の費用とい

うものは入つていないのですか。そ

ういうあれが起つて来ないのでですか。

○政府委員(河野一之君) まああの九

十二億という金は、実は一応積算いたしました。当時は、現在進駐軍が接收し

ております土地、建物等の借料で計算いたしたのであります。併しまあ今後において接収と申しますと語弊があり

ますが、まあ新らしく收用せられるといつた場合に、不動産関係のものであればあそこから出すということになります。或いは土地、或いは漁業権の收用というような問題が起れば

そういう問題もあるかと思ひます。

○木村禪八郎君 そういたしますとそ

れだけ殖えて来るわけですね、計算

が……。

○政府委員(河野一之君) これは殖え

ないであろうと思います。と申しますのは、今後も大分住宅その他もだんだけ解除されて来ます。それから進駐軍の兵営施設、殊に軍政系続は一応全部解除されます。それで実はあの金は從

来の家賃その他で行きますというと

五十五数億円ぐらいなのであります

ただその御承知のように去年の八月で

ありましたか、従来の三倍になりま

た。で、今後まあ継続する場合におい

ては相当賃貸料というものを相當上げ

てやらなければならんじやないかとい

うようなことで、これを余裕を見てや

るというような点もありますので、又

そういうことがありましても、足りな

くなるというようなことは恐らくない

と思います。

○木村禪八郎君 その足りなくなつた

ような場合には安全保障諸費を使うこ

とはできるのですか。

○政府委員(河野一之君) これは法律

上の問題として予算上の問題として

私ども使う気はございません。

○木村禪八郎君 使えるのですか。

○政府委員(河野一之君) そうござ

われども法律上から言えは安全保障

をお考へになるかも知れませんが、我

我としては使う気はございません。○木村禪八郎君 使うとか使わんとかいう問題ではなくて、安全保障諸費それを流用できるかと……。

○政府委員(河野一之君) これは安全

保障費を実質上の防衛支出金に使えるかと私は思ひます。

○木村禪八郎君 そうしますと、実は予算を編成した建前から行つてそうすべきものじやないかと私は思ひます。

○木村禪八郎君 そうしますと、実は

この予算の審議のときに時間がなかつたので十分審議ができなかつたのです

が、大蔵大臣は、実は私は今の九十何

億については、この中に收買費は入つ

ていない、賃貸する場合でも接収とい

う問題で收買、土地、建物の收買が必

要になつて来る、そのとき予算が足り

ントはどういうふうにやつて運営する

のだと、アメリカの財政法、或いは

会計法の特例というか、そういうよ

うなものまで立法されるのじやないで

アカウントの問題ですが、アメリカで

立法措置を講ずるというのは、一々ア

メリカのほうでは予算措置があつてお

りましようから、一億五千五百万から

億については、この中に收買費は入つ

ていない、賃貸する場合でも接収とい

う問題で收買、土地、建物の收買が必

要になつて来る、そのとき予算が足り

ントはどういうふうにやつて運営する

のだと、アメリカの財政法、或いは

会計法の特例というか、そういうよ

うのものまで立法されるのじやないで

アカウントの問題ですが、アメリカで

立法措置を講ずるというのは、一々ア

メリカのほうでは予算措置があつてお

りましようから、一億五千五百万から

億については、この中に收買費は入つ

ていない、賃貸する場合でも接収とい

う問題で收買、土地、建物の收買が必

できないと申しましたのは、現在の土地借料というようなものが足りなくなつたという場合に、不動産関係のものであればあそこから出すということになります。或いは土地、或いは漁業権の收用というような問題が起れば

そういう問題もあるかと思ひます。

○木村禪八郎君 使うとか使わんとかいう問題ではなくて、安全保障費を

いつたアンドの運営方法とは違う

ことによつてアメリカの一貫的なそ

ういつたアンドの運営方法とは違つた

うようなものは日本から金が入るとい

うことによつてアメリカの一貫的なそ

ういつたアンドの運営方法とは違つた

ことによつてアメリカの一貫的なそ

ントの法理的形式はアメリカの資金になります。アメリカのファンディング・オフィサーが小切手を切つて出します。だからその中には日本の予算から出されたものが入つておるから十分計画して行く、こういう建前になると思ってます。

○小林政夫君 ちょっと失礼ですけれども、特別なファンディングの運営規則とい

うようなものは日本から金が入るとい

うことによつてアメリカの一貫的なそ

ういつたアンドの運営方法とは違つた

ことによつてアメリカの一貫的なそ

が、そのときに皇室費の一般会計からの支出のやり方は大蔵大臣が宮内省の内蔵頭に小切手を渡したのです、毎四半期……。そこでまあ支出は国の金が支出されまして、会計検査院はその段階まで会計検査をする。それから先は宮内省自体がやる、こういうことになると、会計支出監査の責任は果される。それから先はアメリカの会計問題でありますから、事態の性質に鑑みまして、相当両方で相談をしてこれを更に会計検査院が中にまでタッチして行けるという仕組になりますと、これは法的上或いは嚴格には條約上の問題になりますので、そこまでのことは少し行過ぎじやないかというふうに思つております。

り、アメリカの金として完全に使うことになると思うのですが、これから、我々のほうから向うへ、例えば今のこういった調達資金なんか要らんような、先ほどあなたのお話をされたような今のはジョイント・アカウントが運用できるふうに向うのやり方を譲歩させるというか、そういう話合いを積極的にこちらから持つて行つて特例を開かせるということが望ましいのですけれどもね。

○政府委員(河野一之吉) まあ例をおつしやるのであります、これはまあ初めての例を申上げたほうがいいでありますよう。例えば郵便條約とかいろいろな国際会議の分担金というようなものはいろいろたくさんございますが、日本政府が幾らの金を払込んでおは向うの……、昔では国際連盟なんかそうであります、事務局なんかそういう例もありますが、こういつた性質のものとしては今度が初めてだらうと思います。それで非常にアメリカの共同アカウントと言つてもアメリカの資金であることについて非常に御疑問なりいろいろな御心配の向きも私も御尤もだと思いますが、我々もまあその点はあれして行きますというと、徹底して参りますと、直接調達を持つて行かんようなことに実はなるわけであります、これも從来戦略処理費のようなときにP.D.を出してもらつたといふような行き方も独立国との間に非常にむずかしい問題だと私は思うのであります。従つてこういう変態的な措置がとられたことも止むを得ないのであります、我々いたしましては目下いろいろ予備作業班においてやってお

契約書を頂くことにしております。勿論支出の計画もそうでありますから、少くとも円滑に開するものについては全部証明書を頂く、そしてその内容を検討いたしまして、まあ注意して頂きたいものは相談して見る、こういう考え方を持つておるわけです。

○木村龍八郎君 もう一つちょっと伺いたいのですが、予備作業の段階において、アメリカのほうで直接調達を中心とする一つの根拠として、勘定がアメリカ側に移るのだから直接調達にするのが至当である。こういうことが一つの論拠になつておるようになりますが、それはアメリカの勘定になつたから直接調達でなければいけないということになるのかどうか。

○政府委員(河野一之君) これは私は申上げたのが少し徹底しなかつたかと思うのですが、向うが要る金でありますので、向うがその軍隊の維持に必要な金でありますので、向うがその支出の内容をどういうものを出さねばならんか一番よく知つておるのであります。且つ自分の責任においてやるのがこれは私は会計の本筋だらうと思う。よその要るものはよその人が払つてやるというのにはこれは違うのだと思ひます。これが若し土地、建物といつたはつきりした対象であるものについてはもう支払うが、仮に向うが必要なものであつてもやつてもいいと思うのです。これがあると他のものになりまると、こちらはどんなものが要るかと

いうことは実はわからないわけであります。まあ現在は P.D. が出ておるのであります。ですが、そういうようなものだけを払えといつたようなものが出ない限りにおいては非常にむずかしい。それから又そういうことで一応向うの勘定で向うの責任で出してもらつたほうがいいんじやないかという考え方を持つておつたのが一点であります。それからもう一つは、これは間接調達でこちらが調達いたします場合におきましていろいろな、例えて申しますれば電気の使いようが多いとか、或いはそういった個人的な消費等につきまして、いろいろ言いまることはそこに摩擦が多い、殊に過渡的な現在の段階においては非常に摩擦が多いのではないか、又それによつての効果がどれだけあり得るかという点も又翻つて考えて見なければならんことなんでありまして、まあそういつた意味で我々はそいつたものはジヨント・アカウントで金を出すけれども、そいつたものについてはあなたのほうの資金でうまくジヨイント・アカウントであります。そういうことが言える意味においてもこういつた式がいいのではないかと思ふのであります。これはまあいろいろ意見の相違があるうと思はずけれども、我々はそう考へておるわけであります。

ほどの特別調達室のほうから御意見を伺つたのですが、今主計局長は今伺つた
ような御意見なんで、これに対しても政
府のほうでやつぱり統一される必要が
あると思ひますので、もう一度調達室
のほうから御意見を伺いたいと思ひま
す。大体大蔵省側としては直接調達の
ほうが大局から見ていいんじやない
か、もつとまあ具体的に説明すること
はいろいろな問題があると思います
けれども、とにかくまああちらさんに
一応金を與えてあちらさんに使わすと
いうこともこれは一つの私見方だと思
うのですよ、それがいいというわけじ
やない。ですかれども特別調達室のほ
うとしてはどういう御意見ですか、ち
よつと伺いたい。

にしたらしいか問題があると思うのですよ。私はやはり間接調達が全体の日本資金とか、或いは物資の調整その他をする上にいいと思うのです。先ほど非常に望ましいというお話をつたのが馬鹿に消極的になつたので、もう一度伺いたいのです。

○政府委員(堀井醫治君) 勿論私どもは日本の国内事情等を十分に承知されない駐留軍によつて調達されますこと本来の問題があるのでございまして、従つて特需も含めて間接調達であることかが望ましいというふうにお答えしたのでござります。

○波多野鼎君 今の特需の問題ですがね。先ほどから話が出て、大体三億ドルくらい見込んでいるという話だつたのだが、マークット局長が言つておつた一億五千万ドルというのは、三億ドルの中に入つてのあれですか。マークット局長が言つておつたのは三億ドルの外のものなんですか。今どんなんふうに特調のほうでは

○政府委員(堀井醫治君) その点私どもよく承知しておりません。含めますか。今までで三億ドル……。

○政府委員(河野一之君) ちよつと御質問を受けますか、何でありますか。が、たしか二十六年度の特需は、また特需というと、そこにどういう区別をつけておられますか、何でありますか。が、実績は三億三千万ドル、来年度も予算を組みましたときには三億ドルでありますか、恐らく四億ドルくらいになるのではないかと我々は考えてお

ります。そのほかにと申しますか、アメリカからドルをもらう系統は全部それであるというふうに考えておりません。

○波多野鼎君 そうすると一億五千万ドルという新特需というものは別なんですね。

○政府委員(河野一之君) どうもそういう点は私は事務局でよく存じませんのですが……。

○波多野鼎君 今ここで今の問題がいろいろ問題になつてているのは、向うのアメリカ駐留軍なり、或いはアメリカ政府が日本からどれだけの物を買上げて行くか、相当大量の物を買上げて行

く、而も勝手に買上げて行くということになると、日本の経済界に及ぼす影響が甚大だ。そのことだけでもすでに大きな気がしますので、どうしてそ

うふうにお考えですか。米比協定には今問題になつていてるような、この法律案で問題になつてているような規定はないので、ただ土地だけになつてゐるのです。先ほど石原次長の御説明は、私はさつきの質問に対する正しいわけです。その点主計局長はどう

回答じやないと思うのですが……。

○政府委員(河野一之君) 石原次長はJ.L.C.というようなものかどうか。それが承認を與えた場合には、例えればJ.L.C.の業者が工事を請負つたよう

ことは、フィリピンは御承知のようにJ.L.C.という名前で呼ばれている関係であり、日本はそういつた基地を持つておらない点が違います。それ

から土地以外に今おつしやいました賠償の施設とか何とかいうことをおつしやいましたが、これは国有財産ではございませんが、そういうものはいわゆる軍の駐留に伴うあれであります。それで、量の問題だと思うのです。その点よく一つ調査して、この次答弁

して下さい。

○木村禪八郎君 先ほど駐留軍に対する国有財産ですね、無償提供の問題について、米比協定にそういう例があるが、こういう質問をしたのです。で、石原次長がそれは米比協定の前文に書

いてあると示してくれたんです。ところが前文を見ますと、それは特定の公有地だけに限つてゐるのです。公有地だけは、公有地については無償で使用することができます。ところが今ここに出されている法律によりますと、国有財産の範囲は土地ばかりでなく、賠償指定になつた施設、機械なんかも含まれている。そういうことになると、非常に範囲が広いのであって、米比協定にはそういう施設、機械なんかも含まれている。それがござりますが、これだけは勿論お尋ねするまでもなく平和條約第六條の九十日以内はまあとにかく連合軍としては占領国としておる権利があるわけですが、從つてアメリカ軍だけはこの平和條約発効と同時に、まあ一応形式的には撤退したことになつて、新たに駐留軍ということになつて駐留する。それからよその英連邦とかソ連とかフランス、こういつた連中は成るべく早い機会に撤退するのであります。それまでは旧態依然たる占領地といふ恰好で、こういうことにかかる法律はそのままあります。アメリカだけはこの法律を適用する、これが将来名前が変更になるかどうかなどは、その証明書を持つていればその業者が調達する物資について税が免

稅されるのか。

○政府委員(平田敬一郎君) ここに公認調達機関と書いておりますのは、たしか現在では日本需品本部ですか、

○政府委員(平田敬一郎君) 大体建前はお話通りだと思います。残留期間中はやはり占領軍としましての或る程度の従来からの特典をそのまま引続い

て享有いたしまして残存する。その細目につきましては、できる限り新らしくできました各種の協定に準じました扱いに今後やつて行くということで、目下外務省と関係方面との間に詰合中でございます。

○菊川孝夫君 それに関連しまして、ちょっと新聞の情報に載つたのです、が、英連邦はアメリカと同じようなこ

うふうな考え方にはなつております。そのほかにと申しますか、アメリカからドルをもらう系統は全部それを提供する対象ですね。これははつきりして来てます。そうしますとはつきりして来てます。

○菊川孝夫君 このいすれも関係した法律は條約の効力発生の日から施行するということになつてあります。これがござりますが、これは勿論お尋ねするまでもなく平和條約第六條の九十日以内はまあとにかく連合軍としては占領国としておる権利があるわけですが、從つてアメリカ軍だけはこの平和條約発効と同時に、まあ一応形式的には撤退したことになつて、新たに駐留軍ということになつて駐留する。それからよその英連邦とかソ連とかフランス、こういつた連中は成るべく早い機会に撤退するのであります。それまでは旧態依然たる占領地といふ恰好で、こういうことにかかる法律はそのままあります。アメリカだけはこの法律を適用する、これが将来名前が変更になるかどうかなどは、その証明書を持つていればその業者が調達する物資について税が免

稅されるのか。

○政府委員(平田敬一郎君) ここに公認調達機関と書いておりますのは、たしか現在では日本需品本部ですか、

○政府委員(平田敬一郎君) 大体建前はお話通りだと思います。残留期間中はやはり占領軍としましての或る程度の従来からの特典をそのまま引続い

て享有いたしまして残存する。その細目につきましては、できる限り新らしくできました各種の協定に準じました扱いに今後やつて行くということで、目下外務省と関係方面との間に詰合中でございます。

○菊川孝夫君 それに関連しまして、ちょっと新聞の情報に載つたのです、が、英連邦はアメリカと同じようなこ

うふうな考え方にはなつております。そのほかにと申しますか、アメリカからドルをもらう系統は全部それを提供する対象ですね。そうしますとはつきりして来てます。

○菊川孝夫君 このいすれも関係した法律は條約の効力発生の日から施行する

とを言つて大分要求して来ておるといふが、税金も国連軍として朝鮮作戦をやる間だけこつちに持たして、而も駐留費も持ててどうようなことを言つて来て、又税金も減らせというようなことも言つて来ておるということも聞いておる。そのほかに国連軍として朝鮮の作戦に日本が国連軍の基地に使わしておるようですが、これのほうとの折衝はまだ始まつておらんのですか、どうですか。

○政府委員(平田敬一郎君) お話の通り三ヶ月の期間を過ぎまして、なお日本に駐留する、或いは日本に何か足がかりを設けるというような場合があるとすれば、これは私はやはり相当、改めて新らしい国際協定が必要になるのではないかと思ひますわけでござります。まあその辺のことにつきましては、どういうふうになつておりますか、まだ私詳しく述べおりません。

今お説の三月の間の過渡的な問題につきましては、できる限り從来のことと、それから今度新らしくきまりましたアメリカ軍との関係、両者を考えまして、一定の特別措置を講じて行くようになつたいたいということで話を進めおる次第でござります。

○菊川孝夫君 この国有財産の管理に関する法律案の第三條ですけれども、「原状回復又はこれに代る補償の請求を行わない」これはまあ行政協定の四條と十八條によつたものだと思うのですがあります。この場合、これは広く解釈いたしますると、例えば戦闘行為をなしたが起きた場合には、当然、今の軍隊におきましては敵に利用されないなため戦略的な撤退等をやる場合には、

必ず爆破して行くわけなのですから、そういつた爆破したようなことも、これは自由にさせるという意味は含んでおるのですか。又相手国から爆撃をされる、基地に対して爆撃を受ける、ソヴィエトあたりから爆撃を受ける、そういういたるものも一切これは日本が責任を全部負うのだ、こういう意味でござりますか。

○ 説明員（小林英二君） その点につきましては、行政協定の内容によりまして、私どもとしては要するに返還のときの現在の状態で見ると、そのときにいてこれわれておるか、或いはなくなつてしまつておるか、こういうことを考えておるわけであります。その戦闘或いは爆破のようなことについてどういう事態が予想されるかはつきりわかりませんので、その点は申上げかねます。

○ 菊川孝夫君 だからしてこれはアメリカ軍が国連軍として朝鮮に作戦しておるような際に当然起ることは想像しなくちやならんし、又あり得ることだと思うのですが、従つてこれはどういう状態にされてもこれに対しても補償の請求を行わないという意味でござりますね。

○ 説明員（小林英二君） この協定期間の満了の際又はその前にということまで、要するに駐留軍の使用の目的がやんと返還されたときの状態、こういふことでござります。

○ 菊川孝夫君 次に返還された際に当然アメリカのほうからは、アメリカはこの基地の中には建物その他の施設をアメリカ軍としてやるだろうと思ふのです。これは折半ということにならないで……、防衛分担金の半分々々といふ

く建物等も相当建つだらうと思いますが、それらの所属ということについては、この返還後の処置について、第四條で「当該財産を返還した時において消滅する。」というふうに、ここには返還後の処置は少しありますが、その他は返還後の処置はちつともないわけですか。

○ 説明員（小林英二君） 行政協定の第四條の二項におきまして、そうした改良又はそこに残された建物というようなものについては、（菊川孝夫君）「こちから請求しない、アメリカも請求しない」と述べた。その駐留軍が使つておると言いますが、その限りにおいては国有財産として処理するのではなくて、これは日本側に、その駐留の目的なりとがやんてその土地なりその施設なりというものが返されたときに初めて国有財産として処理するということになるようにしております。この法律に規定はございませんが、これは当然に我々のほうとしては寄附なり或いは又有益費を相手方が放棄したという場合につきまして、国有財産として返されたものを残して行つた場合には如何なる状態で残して行つてもこれは国有財産として処理する、こういう方針でと整理する考えでございます。

○ 菊川孝夫君 これはアメリカとしても施設を施したのを返してくれといふことは言えないと云つておりますが、従いましてこれはすべてそういうものを残して行つた場合には如何な

○菊川孝夫君 次に第四條につきまして、この「他の者にその使用又は収益を許すことができる。」これは演習場、射撃場等の場合を行政協定でも言つておるわけですが、そこで今後演習場、射撃場に接続という問題がほう々と起る、これは警察予備隊も含むのですが、それ以外にアメリカの駐留軍のための土地の接收という問題が起りますて、ほう々と引揚者等が帰農いたして農地になつておるのを、これを接收という問題が起つておるそうでありますか。
○説明員（小林英二君） 只今の御質問につきましては、その演習地のようところを駐留軍の使用に許すといふことは問題になりますが、この場合に民有地の問題についてどうするかということについては、特別調達庁が御説明になるかと思いますが、そうした場合において或いは借上げるなり、或いは又場合によつては使用権を收用するなり或いはその所有権を收用するといった形が考えられると思ひます。勿論この使用権を收用ぢやなくて、所有権を收用するということになつた暁にときましては、その土地は国有になる、こういうことでございます。
○菊川孝夫君 そのようにして国有なつたものでなければ民有地ではござります。

には行かんと思ひます。国有の財産に買收して、そうしてこれを使わせておいたのを今度返還するときには当然「他の者にその使用又は収益を許すことができる。」ということになりますと、大抵接收されたり買收された人に對して、これは農民等の土地を接收したような場合には、当然借上げている場合にも当該利害関係者に対してこれは使用を許すことになるだらう。ところが今度返還するときにおいてこれを一切権利は消滅してしまうということになりますと、これは一体向うに使われておるうちだけはアメリカ軍の邪魔にならん程度に使用を許さしてやると言つておきながら、これを返還するときには一切これを白紙に返す、こういうような法律の條文になつておるけれども、実はこれは常識的に考えましてもその人たちに又返還をするというようなこととか、或いは引続いてこの権限を認めるというふうにするのは当然だと思うのであります、なぜこういう「消滅する。」というふうにしたのでしょうか。

のよな事例の農民、ずっと前から耕作しておつたかたが、この演習地のために一時的に使わない関係でこれを使

ます。

○菊川孝夫君 それは第二條の第四項の(A)「合衆国の軍隊が射撃場及び演習場のような施設及び区域を一時的に使用していないときは、」これを受けて

この法案の第四條は立案されてるんじやないですか。行政協定の第二條の第四項です。

○菊川孝夫君 その通りでござります。

○菊川孝夫君 そうしますと、その演習場や射撃場に今当てる場合には民有地等を国有財産に一時買収をするか、

○菊川孝夫君 次に第六條の「特別会計に属する財産のうちには、例えば専売公社だと國有鉄道等の資産も含め

○菊川孝夫君 なか／＼国有

○菊川孝夫君 そういたしますとこの

○菊川孝夫君 そなあいまいじや

○菊川孝夫君 いけないのじやないですか。埋蔵物

○菊川孝夫君 なんかについてどうなんですか、地下

○菊川孝夫君 どうなんですか。処分まで伴うので

○政府委員(平田敬一郎君) 木村さん

のお尋ねの趣旨が非常に一般的でござ

いますので、まあ一般的の原則論にな

るのですか、こちら側でそういう

権利を保留できるのですか。或いは又

その埋蔵物ばかりでなく、史蹟或いは

又国宝みたいなものがありますね、史

蹟だと國宝物とかそういう文化財、

どうかわかりませんが、基地内にそ

うものがあつた場合、その権利はど

うなるのですか。権利はこちらで留保

できるのですが。

○菊川孝夫君 そのほうで何か施設を貸すとか、或いは又

その施設を提供しておる、こうい

ういう場合もあるんじやないかと、

○菊川孝夫君 次に日本の領海の点に

ついてあります、領海はやはりこ

れはあなたの今言つた広い意味の国有

財産といふことになるのですか。領

海の問題は、これは国有財産とは

ならんのですか。領海だと領海に接

する財産といふことになります。

○菊川孝夫君 次に日本の領海の点に

ついてあります、領海はやはりこ

れはあなたの今言つた広い意味の国有

財産といふことになります。

○菊川孝夫君 そのほうで何か施設を貸すとか、或いは又

その施設を提供しておる、こうい

ういう場合もあるんじやないかと、

○菊川孝夫君 次に日本の領海の点に

ついてあります、領海はやはりこ

れはあなたの今言つた広い意味の国有

財産といふことになります。

○菊川孝夫君 その通りでござります。

○菊川孝夫君 そうしますと、その演習場や射撃場に今当てる場合には民有

財産の中には権利と言いますか、賃借

権も含んでおりますので、いわゆる國

有財産でございませんが、國有の財産に

ということで、やはりこの條文の第四

條で一時の使用収益を許すことができ

るということになるのです。領海だと領海に接

するものも、これも含めて、漁区も

ならんのですか。領海だと領海に接

するところの小さい島嶼、そうしてこ

れは国有の島嶼になつておるというよ

うなものも、これも含めて、漁区も

ならんのですか。領海だと領海に接

するところの小さい島嶼、そうしてこ

れは国有の島嶼になつておるといふこと

になりますか。領海だと領海に接

するところの小さい島嶼、そうしてこ

れは国有の島嶼になつておるといふこと

が基地としているものと取扱いを異にして法規等によりまして日本の法律或いは日本の一規の如くの行為の及ぶ範囲を制限いたしておるわけあります。それはそういう法律や條約によりまして制限された範囲内におきまして特別の意義を有する、それ以外の点におきましては一般のそれの法律なり、それが事実関係がそのまま適用して行くわけでありまして、法制的に申しますと、やはり基地とか区域とか称しておりますが、それは全面的な日本の法律の及ばない地域を設定したものではなくて、やはりそれも各法律によりまして、その区域内はこういうことはできない、ああいうことはできないと、法律によりまして法的に制限されております。それがこの行政協定と及びそれに基づく各法律でござりますので、その法律に書いていない以外のことにつきましては、これは一般の法律がそれも適用されて行くものではないかと考えるものであります。それはただ実際問題としましていろいろ事実行為の上におきまして或る程度の制限が事実上加わつて行く、というような場合が出て来ますと思いますが、そういう問題につきましては、例えば先ほど小林説明員から文化財の保護について一々話されましたたが、まあこういうふうに考えます。埋蔵物につきましてどうなりますか、鉱業権のあるようなら場所が置かれて行く、まあこういうふうに考えて、それも話しをつけてまして、それもこういうような受けました。それも話しをつけてまして、それもこういうふうな制約を受けるかいろいろ

いろ問題があろうかと思ひます。やや専門的に亘りますので、若しも非常に具体的な問題でありますたらそれによつてお答えしたほうがいいのじやないかと思ひますが、一般的には私はそのよう理解してよいように考えておる次第でござります。

○木村暉八郎君　国際的通念として、は、私はどうも今平田さんが御答弁がなつたのと逆だと思うのです。それでまあ伺つたのですが、例え米比協定なんかには、ちゃんと規定があるのです。例えば墓地及び史蹟、それから鉱物資源、それから古い遺物並びにそれらと発掘物等に関するすべての権利は、斐リピン国政府及び住民に保留されるとはつきりこういう規定があるのであります。ところが日本の行政協定にはそぞろ、いう規定がないのですから、若しく向うで例えば発掘して非常な、まあ史蹟など立派なもののが出て来た場合これを処分されてしまつたようなときに、これを立派なんかにはあるし、それからはないので、非常にあいまいになつて来ると思うのです。こういう規定が米比協定なんかにはあるし、それからはないの協定にもあると思うのですが、どういう場合は非常に重要なだから、特に国際的な協定においては、こういうものをつきり出しておると思うのですがね。

設及び区域の使用を許すことに同意する。」それから「個々の施設及び区域に関する協定は、この協定の効力発生の日までにお両国政府が合意に達しないときは、この協定の第二十六條に定める合同委員会を通じて両国政府が締結しなければならない。」更にその下に「施設及び区域には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。」という範囲内におきまして、この範囲を行政協定の中にも一応規定いたしております。従いましてこれに該当する以外のものにつきましては、別段私ども條約或いはこれから法律等によりまして特別な、今申上げましたような制限等を設けない限りにおきましては、日本の一般の法令もそれより適用になるというふうに理解すべきじやないかというふうに考えておる次第でございます。

あ駐留軍の用に供する目的でこれをしなければならんというような場合になれば、まあ鉱業権といふものも制約されるかも知れませんけれども、恐らくはそういうことはないだらうと、こういうふうに見ておるので、只今、主税局長が御説明したような範囲の補足的な御説明を申上げます。

○菊川幸夫君 最後の小林さんの御説明、どうも最後はつきりしなかつたのだが、例えば今予備作業班或いは合同委員会等におきまして今後折衝をしてどうしてもこの辺を欲しい、貸せというような場合に、それがたま／＼国有財産であったような場合にはいいけれども、民有地であつたり民有財産であるようなもので或いは社寺仏閣等の所有地というようなものがかかるたどりようなときには、すべてこれは国有財産に買収をするのですかどうするのですか。これはどうするのですか、買収するのですか。

○説明員(小林英二君) これはまあ別に特別調達庁で目下研究しております法律案によりまして、その場合々々によりまして或いは借りるなり、或いは又買収するなり、或いは又土地收用法で收用するなりというような方法によつてやるんじないか、一律に買収するということは申上げるべきことではないかと思つております。

○菊川幸夫君 そうすると、借入れられたものもこれは国有財産、ここにいう国有財産として無償で使用に供する、こういうわけですか。

○説明員(小林英二君) その国有財産で、賃借権が国有財産というような形になるわけでございます。

○菊川孝夫君 そういう場合には、先ほどからの私たちも思うのですが、天然記念物、或いは史蹟、例えば御陵というようなものがあると思うのですが、或いは皇大神宮のようないい神社・仏閣というようなものも、やはりここは戦略上必要だ、向うの人から見ると日本の歴史なんというものはどうでもいい、戦略上どうしても必要だということになる、我々から見ると歴史的な価値がある、向うの人から見れば歴史的な価値なんかないで、やはり戦略上の価値から判断するだろうと思うのですが、そういう場合に所有者がこれを拒否する場合には、あなたが言われましいわゆる強制收用というやつを土地收用法に準ずるようなものでやつて行く、こういう予定ですか。

も戦略上優先第一だと思うのです。従つて合同委員会でと言つておりますけれども、戦略上要求された場合にはなか／＼拒否できるものではないのであります。例えば御陵とか神社仮閣等においては非常にむずかしい問題が起きて来ると思うのですが、そういうものは最後はやはりあなたのおつしやつたように土地收用法その他の以て收用しても提供しなければならん、こいつを解してよろしうございますか。この法律が通るに当りまして重要な問題だと思うのですが……。

○説明員(小林英二君) これは大蔵省のほうで答弁するより、ここに特別調

達庁の先ほど申されました堀井次長がおられますから、堀井さんからお答え願いたいと思います。

○木村彌八郎君 らよつと併せて。この行政協定を結ぶときにそういう事柄

は問題にならなかつたのですか。さつ

き私が御質問したときに、米比協定に

おられますから、堀井さんからお答え

願いたいと思います。

○大野幸一君 それに関連して……。

それは木村委員、事務当局に聞かれて

も無理です。これは行政協定に参画さ

れた岡崎国務相に伺つて一つ聞き直そ

うぢやないですか。

○政府委員(堀井啓治君) 民有地につ

いても、御意見、御質

問、又大蔵省からお答えがございま

たが、民有地が駐留軍の例えは演習地

等に必要であると、駐留に必要である

といふような場合におきまして、これ

は勿論第一には自由契約によりまして

その土地を、或いは不動産を提供する

といふことが第一の原則でございます。

が成立しないという場合には、行政協

定の國の義務を果すために使用、或い

は收用しなければならないという措置

が必要になると存じます。これにつきましても只今大体成案を得まして今国会に提出の準備をいたしております。

○菊川孝夫君 それに関連して……、

その場合は勿論民有地ばかりではなく

くして、公有地、或いは地方自治体と

いうか、そういうものが所有している

土地、これなどもすべて土地、建物と

思つていいか、例えば具体的に言うと

の貸付金に係る債務の免除等に関する法律案

○菊川孝夫君 地方公共団体職員の給與改善のための地方公共団体に対する国の貸

付金に係る債務の免除等に関する法律案

(政府貸付金の免除)

○菊川孝夫君 第一條 国が、地方公共団体の支弁

に係る職員の給與の支払の財源に

充てるため、昭和二十一年度一般

会計予算のうち、地方公共団体職

員特別一時手当資金貸付金及び地

方公共団体職員給與特別措置資金

貸付金の項に係る部分に基き支出

便ですが、ああいうふうな公会堂だけ

は是非提供せよというようなことにな

りますると、名古屋市の公会堂も国有

財産に借上げるなり、或いは最後は名

古屋市が承知しない、審議会が承知し

ない場合には收用等もあり得ると、こ

ういうふうに解釈してよろしうござい

ますか。

○政府委員(堀井啓治君) 若しそれが

駐留のために絶対に必要であるという

場合にはそういう場合もあり得ると思

います。

○理事(大矢半次郎君) 本日はこれを

以て散会いたします。

午後四時八分散会

四月四日予備審査のため、本委員会に

左の事件を付託された。

一、地方公共団体職員の給與改善の

ための地方公共団体に対する国の貸

付金に係る債務の免除等に関する

法律案

○菊川孝夫君 第二條 前條に規定する還付されて

いない還付税に係る地方公共団体

の債権は、この法律施行の際消滅し、当該地方公共団体は、当該地

方公共団体についての政府貸付金等に係る債務のうち当該還付税の

額に相当するものを免かれる。

(基準財政需要額の特例)

○菊川孝夫君 第三條 政府貸付金等に係る債務の

うち昭和二十四年度以降において

償還すべきものでのこの法律施行の

際までに償還されたものがあると

きには、その償還をした地方公共団体

に係る債務のうち当該還付税の額に相当するものを免かれる。

（以下「政府貸付金等に係る未償還

債務」とい、昭和二十一年度分

以前の旧地方分與税法（昭和十五年法律第六十一号）第一條に規定

する還付税でこの法律施行の際に當該地方公共団体に還付され

ていないものがあるときは、当該

債務の額からその還付されていない

還付税の額を控除した残額に相当する政府貸付金等に係る未償還

債務に限る。)は、免除する。

（還付税債権と政府貸付金債権との対等額の消滅）

○菊川孝夫君 第二條 前條に規定する還付されて

いない還付税に係る地方公共団体

の債権は、この法律施行の際消滅し、当該地方公共団体は、当該地

方公共団体についての政府貸付金等に係る債務のうち当該還付税の

額に相当するものを免かれる。

（政府貸付金の免除）

○菊川孝夫君 第二條 前條に規定する還付されて

いない還付税に係る地方公共団体

の債権は、この法律施行の際消滅し、当該地方公共団体は、当該地

方公共団体についての政府貸付金等に係る債務のうち当該還付税の

合衆国軍隊の構成員又は軍属の配偶者及び二十一歳未満の子並びに父兄及び二十一歳以上の子でその生計費の十分の五以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属が負担するものをいう。

(国税犯則取締法及び関税法等の特例)

第三條 合衆国軍隊の使用する施設及び区域内における国税犯則取締法又は関税法の規定による臨検、捜索又は差押は、合衆国軍隊の权限ある者の承認を受けて行い、又は国税庁長官、国税局長、税務署長若しくは税關長から合衆国軍隊の权限ある者に嘱託して行うものとする。

2 収稅官吏又は稅關官吏は、前項の規定による外、合衆国軍隊の構成員、軍属若しくは家庭の身体若しくは財産又は合衆国軍隊の財産について、國税犯則取締法又は関税法の規定による臨検、捜索又は差押をすることができる。

3 前二項の規定は、たゞ本事完法(昭和二十四年法律第百十一号)、アルコール專賣法(昭和十二年法律第三十二号)、關稅法(明治三十一年法律第八十八号)、保稅倉庫法(明治三十年法律第十五号)、地方稅法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の法律において準用する國税犯則取締法又は関税法の規定によつてする臨検、捜索又は差押について準用する。

附 則

この法律は、條約の効力発生の日から施行する。

昭和二十七年四月二十六日印刷

昭和二十七年四月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 印 刷 府